

④ 所得控除の内容

「申告書」で申告いただいた所得控除の内容および人数を表示しています。

申告内容が実態と異なる場合は、当共済組合では修正できませんので、確定申告により修正してください。

⑤ 社会保険料の額

市（区）町村からの依頼により、年金から徴収した介護保険料、国民健康保険料または後期高齢者医療保険料の合計金額です。内訳は「（摘要）」欄に表示しています。これらの保険料額の詳細については、お住まいの市（区）町村にお問い合わせください。

※個人住民税は、介護保険料などの社会保険料と異なり所得税の控除対象とならないため、源泉徴収票に記載されません。

「源泉徴収票」に関するよくある質問については、当共済組合ホームページに掲載しています。

[「トップページ」](#)→[「年金受給者（待機者）向け手続き」](#)→[「年金Q&A」](#)→[「源泉徴収票について」](#)をクリック 



確定申告のご案内

公的年金は年末調整が行われませんので、年金以外の収入がある等により源泉徴収された所得税の精算手続きが必要となる場合には、ご自身で確定申告を行うことになります。

右の表は、確定申告により、所得税の還付を受けられる可能性がある代表的な例です。



▶ 年金から源泉徴収する際には受けられない控除がある方

- 例** ・社会保険料（介護保険料、国民健康保険料など）を年金からの徴収ではなく、個人で納付された方
- ・一定額以上の医療費を支払った方
 - ・生命保険料、個人年金保険料、地震保険料などを支払った方
 - ・扶養親族のうち、同居している70歳以上の父母などがいる方 など

▶ 65歳以上で老齢厚生年金または退職共済年金を受給されている方のうち、老齢基礎年金ではなく、障害基礎年金を受給している方

▶ 老齢基礎年金の繰下げを希望し、受給していない方

◆ 確定申告を省略できる方 ◆

令和3年中の公的年金等の収入の合計額が400万円以下であって、かつ公的年金等以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税の確定申告を省略することができます。

上記に当てはまる方であっても、所得税の還付を受ける場合には確定申告が必要ですので、ご注意ください。



住民税の申告が必要な場合があります

確定申告を省略した場合であっても、住民税の計算のため、お住まいの市（区）町村に住民税の申告が必要な場合があります。

住民税に関する詳細は、令和4年1月1日時点でお住まいの市（区）町村にお問い合わせください。

● 確定申告情報 ●

時期 令和4年2月16日（水）から令和4年3月15日（火）まで

- ・還付申告は、令和4年2月15日（火）以前でも行えます。
- ・所得税および確定申告に関する詳細は、お近くの税務署にお問い合わせください。